

平成28年9月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年9月9日（金） 午前9時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
三浦溥太郎	委員長職務代理者
森武洋	委員
小柳茂秀	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	阪元 美幸
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	福島 淳
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	丹治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	佐藤 明生
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

4 傍聴人 4名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第2 議案第47号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年8月20日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

はじめに、市立学校の夏季長期休業明けの授業開始です。

規則上の休業明けは30日ですが、小学校では、24日からの4日間を2校で、25日からの3日間を44校で、また中学校では、5日間を2校で、4日間を11校で、3日間を8校で、2日間を2校で、長期休業期間での授業日数の増加の試行日として授業を行いました。

特別支援学校2校も、3日間行いました。

総合高校は、26日から2日間行いました。

それぞれの学校では、授業日の授業時間を削減して、子どもと向き合う時間を捻出するために、工夫を凝らして授業日数の増加に取り組んでいます。

なお、給食は9月1日からの開始ですので、小学校での長期休業日を利用した授業日は、午前中3時限を基本に実施をしています。

本年度で3回目の試行実施ですので、3カ年の成果や課題等を分析して、次年度以降の授業日数の決定の参考に資したいと考えています。

次に、21日(日)に芸術劇場大ホールにおいて開催された、「第29回子どものための音楽会」です。

第3回大会から27年にわたりご指導いただいている「大木孝雄先生」指揮のもと、市内中学校の吹奏楽部員から選抜された精鋭139人の演奏を中心に、メインステージは、小学校1年生から最高齢が83歳までの小学生・中学生・成人からなる総勢199人の合唱隊が、吹奏楽の演奏で「組曲横須賀」を高らかに歌い上げ、最後は、会場も一体となって「横須賀市歌」が響き渡りました。

会場全体が感動に包まれた、素晴らしい音楽会でありました。

終了後の、合唱隊・演奏隊それぞれの解団式では、私からその思いを伝えさせていただくとともに、来年の30回記念大会の開催を約束してまいりました。

美術館において7月2日から8月21日まで49日間の会期で開催していた企

画展、「自然と美術の標本展―「モノ」を「みる」からはじまる冒険」が、観覧者数 26,876 人を集め、盛況のうちに終了いたしました。

1 日当たりの観覧者数平均は、548 人にのぼり、最終日は終日行列ができる状態で、1,777 人がご覧になりました。

美術館と博物館の学芸員が、それぞれの専門分野で連携した企画展として、成功に導いたと思っております。

社会体育行事として、9 月 4 日(日)に不入斗公園野球場等及び総合体育会館において、男性は「第 56 回学区対抗成人ソフトボール大会」、女性は「第 56 回学区対抗成人バレーボール大会」が開催されました。

ソフトボールには 28 チーム、バレーボールには 30 チームが市内全域から参加し終日熱戦が展開され、また地域間の親睦も図られました。

「生涯現役社会の実現」を目指す本市の重点施策にも通じる、歴史ある大会となっています。

なお、現在第 3 回市議会定例会が、9 月 2 日から 10 月 14 日までの 43 日間の会期で開催されており、本委員会関連の議案・報告事項等についてご審議いただいているところです。

本定例会から、本会議には教育委員長も出席することになりました。

また、本定例会初日には、「中学校完全給食実施等検討特別委員会」が議会内に設置され、議会閉会中も集中審議されることとなりました。

最初の特別委員会は同日開催されましたが、理事者側の出席は求められず、実質審議開始の次回は、9 月 14 日(水)に開催されます。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第 1 議案第 46 号『平成 29 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第 46 号 「平成 29 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について」 ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の平成 29 年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

3頁をご覧下さい。

最初に幼稚部の志願の資格ですが、記載の（１）から（３）のすべてに該当する方が対象になります。募集人員は10名です。募集期間は平成29年1月10日（火）から1月17日（火）までの午前9時から午後4時までとなっています。必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、入学志願票です。

面接の日時ですが、平成29年2月2日（木）になります。内容については本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表はその場で保護者に直接お伝えします。新入学保護者説明会を平成29年2月15日（水）の午前10時から行います。

次に高等部普通科ですが、志願の資格は記載の（１）から（３）のすべてに該当する方が対象になります。

次に、4頁をご覧ください。

募集人員は8名です。募集期間は幼稚部と同様、平成29年1月10日（火）から1月17日（火）までの午前9時から午後4時までとなっており、やはり、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、「神奈川県公立高等学校入学願書（全日制の課程）」及び調査書、面接シートです。

選抜の方法は学力検査と、本人及び保護者との面接で、日時は平成29年1月26日（木）の午前8時50分からになります。

7.の学力検査教科及び時間割については記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続きですが、平成29年2月2日（木）の午後1時にろう学校の事務室で合格通知を手渡しいたします。その後、平成29年2月8日（水）の午後4時までに所定の手続きをしていただきます。

新入学保護者説明会は、平成29年2月15日（水）午前10時からになります。

問い合わせ先を記載のとおり ろう学校としてあります。

以上で、議案第46号「平成29年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について」のご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第46号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会事務局等事務分掌規則改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

（総務課長）

報告事項（１）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』説明いたします。

報告事項（１）の資料をご用意ください。

はじめに、規則の改正内容についてご説明いたします。

改正箇所は２点ございますので、順次ご説明いたします。

３ページをお開きください。

こちらの、規則改正案の朱書きによりご説明させていただきます。

はじめに、第７条 支援教育課の項に、第 13 号として、『就学支援基金の管理に関すること』を追加しようとするものです。

これは、就学支援基金を設置するための基金条例の改正議案について、８月の教育委員会定例会でご承認いただき、現在、市議会第３回定例会において、審議していただいているところですが、現時点では、市議会の議決をいただいております。基金の設置がなされておりません。

このため、市議会において議案『基金条例中改正について』が可決された後に、ただちに教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行いたいと考えております。

次に、５ページをお開きください。

第 22 条 附属機関ですが、第 2 号条例によるもののうち、教育指導課所管の横須賀市教科用図書採択検討委員会の後に、横須賀市立学校学期制検討委員会を追加しよう、とするものです。

これは、横須賀市立学校学期制検討委員会を設置するための条例案について、先ほどと同じく、８月の教育委員会定例会でご承認いただき、現在、市議会第 3 回定例会において、審議していただいているところですが、現時点では、市議会の議決をいただいております。同委員会の設置がなされておりません。

このため、市議会において議案『横須賀市立学校学期制検討委員会条例制定について』が可決された後に、ただちに教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行いたいと考えております。

なお、施行日は、第 7 条の改正については公布の日、第 22 条第 2 号の改正については平成 28 年 10 月 1 日としております。

改正内容は以上でございますが、教育長の臨時代理による事務を行った後は、次の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出し、ご審議をいただきたいと考えております。

以上で報告事項（１）「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（森武委員）

１ページに書かれている附則のところですが、**「公布の日から施行する。ただし、第22条第2号の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。」**と書かれているんですけれども、これはどういう意味で2つの改正案のうち項目ごとに施行の日が違っているのか理由を教えてくださいませんか。

（教育指導課長）

横須賀市立学校学期制検討委員会の設置にかかわりまして、その後すぐに検討委員会を開催するということになりまして10月1日施行という形を取らせていただきました。

（森武委員）

わかりました。そうするとそちらの方が早くしたいということなのか詳しくはわかりませんでしたけれども、いずれにせよそうしますと9月中に議会のほうで条例が可決されたらこの10月1日からしたいという理解でよろしいでしょうか。

（教育指導課長）

そのとおりです。

報告事項（２）『スポーツ行政のあり方について』

（総務課長）

報告事項（２）「スポーツ行政のあり方について」説明いたします。

総務課、スポーツ課両課で資料を作成しましたが、代表して総務課から説明いたします。

本年7月8日に行われた横須賀市総合教育会議において、市長から「市をあげて、まちづくりの視点からスポーツの振興に取り組んでいきたい思いがあり、市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい。」との発言がありました。

これを受け、教育委員の皆様から検討の実施についてご発言をいただいたと

ころでございます。

このため、教育委員会としての検討に向けて、まず、8月の教育委員会定例会では、現在のスポーツ行政の状況、学校体育を除くスポーツに関する事務を市長部局に移管した場合に想定される効果や影響などについて報告させていただきました。

本定例会では、より具体的な検討に向け、学校体育を除くスポーツに関する事務の市長部局への移管に係る事項について報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

このページには、スポーツ行政を取り巻く状況と検討を始めるに至った経緯について記載しております。

まず、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月から、地方公共団体は、条例の定めるところにより、学校体育を除くスポーツに関する事務を首長が担当できることになり、多くの地方公共団体でスポーツに関する事務の移管が行われていることや、神奈川県での知事部局へのスポーツ局の設置についてなど、他都市の状況について記載いたしました。

次に、本市の状況ですが、現在、教育委員会がスポーツ行政全般を担っていますが、市長部局においても集客の促進、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現などの観点からスポーツに関連した施策に取り組んでおり、また、多くの市民が利用する運動施設の管理運営も行っています。

このようなスポーツ行政を取り巻く状況の中、先ほど申し上げたとおり7月8日に開催された「横須賀市総合教育会議」において市長から「市長部局において学校体育を除くスポーツ政策を一元的に実施することについて、具体的な検討をお願いしたい。」旨の発言があったところです。

これを受けまして、今回は、学校体育を除くスポーツに関する事務の市長部局への移管に係る事項について、報告させていただきますので、ご意見等いただければと思います。なお、本資料の作成に当たっては市長部局と協議しております。

2ページをお開きください。

まず、1 市長部局に移管する目的ですが、「市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりに市をあげて取り組んでいくため、学校体育を除くスポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制を構築する。」でございます。

2 移管する事務（社会体育関係）の概要ですが、現在のスポーツ課の事務分掌に基づき学校体育関係、社会体育関係に分けて記載しました。基本的には表の右側、社会体育関係の事務が移管されるものと考えています。

次に、3 移管により想定される効果と影響ですが、(1) 効果の面の1点目

は「スポーツ関連施策の集約により、スポーツに関連した全庁的な取り組みが一体的に推進され、より効果的、効率的に施策を展開できる。」です。

スポーツ関連施策を集約し、市を上げてスポーツに取り組むことにより生涯スポーツの振興が促進され、また、運動施設の一元管理に向けた検討体制が整備されることなどが期待されます。

2点目は「市長部局の他の施策や事業との連携が一層円滑になり、スポーツ振興が教育分野にとどまらず、横須賀市全体の施策のさらなる推進につながる。」です。

移管後は、スポーツと他の施策や事業との連携が一層円滑になり、交流人口の拡大、都市イメージの向上、生涯現役社会の実現など、市の重点施策の推進が図られると考えています。

3ページをご覧ください。

次に(2)影響の面ですが、1点目は「児童生徒側から見た体育・スポーツ行政の窓口が分かれることで、部活動や競技環境の支援に係る意志疎通がやや取りにくくなる。」です。

これは、これまで学校体育と社会体育が一体的に取り組んできた部活動等への支援、例としては大会開催時の会場確保への配慮などがありますが、これらの支援について、学校体育、社会体育とスポーツ行政の窓口が分かれた時に意志疎通がやや取りにくくなることが想定されます。

このため、部活動などへの支援、例えば大会開催時の会場確保への配慮などですが、継続に向け、引き続き円滑な意志疎通が取れるような仕組みや体制が必要と考えます。

2点目は、「児童生徒の活動状況を一元的に把握したりスポーツが持つ教育的効果を十分に活かしたりすることが難しくなるため、関係部課間で円滑な情報共有体制を構築する必要がある。」です。

移管後も学校体育の目的や状況を理解しながら、社会体育の施策を進めてもらう必要がありますので、相互の情報共有体制を構築する必要があると考えています。

このため、学校体育、社会体育相互の情報共有体制の構築が必要であり、次の「4 移管後に必要な連携に関する事項」が関連した内容となっています。

4 移管後に必要な連携に関する事項ですが、現在の体制は、子供たちを健やかに育む学校体育と生涯スポーツの観点としての社会体育の連携による、切れ目のないスポーツ振興が図りやすいというメリットがありますが、社会体育を移管した場合でも、切れ目のないスポーツ振興を図るため、これまでと同様に学校体育と社会体育の連携を図る必要があります。

このため、移管後は「横須賀市スポーツ推進審議会」へ現在と同様に学校体

育関係者が参画して意見を述べたり、学校体育（教育委員会）、社会体育（市長部局）に関係する課長等で構成する関係課長会議を定期的に開催して連携を図っていくことが必要となると考えています。

次に、5 移管後の教育委員会の組織体制です。

教育委員会が引き続き学校体育に関する事務を担うため、学校体育を所管する課など、教育委員会の組織体制についての検討が必要となります。

なお、移管後の市長部局側の組織体制は、別途、市長部局で検討しております。

4 ページをご覧ください。

6 移管時期及び手続きです。

7月8日の総合教育会議では、市長から「スポーツに関する事務の移管については、具体的に実施するとなったら早い方がいい案件だと考えており、少しスピード感をもって教育委員会の中でご議論いただきたい。」旨の発言がありました。

このため、移管時期について最短の平成29年4月1日とした場合の手続き等についてご説明いたします。

法により、スポーツ（学校体育を除く）に関する事務を移管するためには、条例を定めなければなりません。そのため、仮称ですが「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」といった条例を制定する必要があります。

移管時期を平成29年4月1日とした場合、この条例案は、平成28年11月29日開会予定の第4回市議会定例会に提出し、議決をいただく必要があります。

このため、条例案を市議会に提出する前に、法に基づく教育委員会の意見聴取として、教育委員会会議で条例案についての審議を行う必要があります。

また、同じく法に基づき、市議会は、条例制定の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないとされています。

なお、法令に義務規定はありませんが、教育委員会として移管に向けた方向性が確認できた段階では、考え方をしっかり伝えるため、総合教育会議で市長と協議をすることも必要になるものと考えています。

最後に、7 関係団体への意見聴取です。

学校体育を除くスポーツに関する事務を市長部局へ移管することについて、附属機関である横須賀市スポーツ推進審議会、また横須賀市体育協会などの関係団体への意見聴取を行いたいと考えています。

報告事項（1）スポーツ行政のあり方についての説明は以上です。よろしくお願いたします。

(森武委員)

資料2ページの現状のスポーツ課の事務分掌を学校体育関係と社会体育関係に分けたときということで資料を作っていただいています、これについて伺いたいのですが、まず、「学校体育団体、スポーツ団体等の育成に関すること。」ということで、学校体育関係と社会体育関係の両方に書かれていますけれども、今は、現状に基づいて分けているということですが、これは例えば団体ごとに、この団体は学校体育関係、こちらは社会体育関係の団体というように明確に分けられるような見通しがあるのかどうかについて、教えていただけますでしょうか。

(スポーツ課長)

現在でも学校体育関係のスポーツ団体、小学校体育研究会であるとか中学校保健体育研究会であるとか中学校体育連盟であるとかということで、学校関係の団体はすでに分かれています、社会体育関係の団体もすでに分かれていますので、ここの区分けはできております。

(森武委員)

もう1点伺いたいのですが、学校開放の関係で、「学校水泳プールの運営に関すること。(地域開放)」と「学校施設(体育施設に限る。)の開放に関すること。」が社会体育関係にあるということで、現状スポーツ課の中で、学校体育ではないほうのところは管理されているから、そのまま社会体育関係に移されようとしているのではないかと思うのですが、このあたりについて、別の観点からお伺いたいのですが、現状で学童クラブを学校に設置する場合において、学校の教室等を貸し出されていると思いますが、その場合、どういう形で教育委員会は貸し出されているのか、まず教えていただけますでしょうか。

(学校管理課長)

学童クラブに関しましては、行政財産目的外使用ということで、学童クラブに貸し出してあります。

(森武委員)

長期にわたると思うのですが、学校の教育施設のところで少し余剰があるのでその分を学童クラブに貸し出すということで、完全に貸し出している、管理も委譲されているという認識でよろしいでしょうか。

(学校管理課長)

基本的に手続き上1年ごとになります。学童クラブのスペースにつきましては、学童クラブに貸し出しておりますので全て学童クラブで管理しております。

(森武委員)

その観点で、今はまだ概要なので今後検討いただければと思うのですが、例えば水泳プールとか体育施設について、夜とか夏休みだとかになると思いますが、その時に管理を市長部局にゆだねた場合に、学校施設を学校教育として扱ってないからということで、学童クラブと同じように行政財産目的外使用だという考えになるのかということもあるかと思しますので、そのあたりの管理運営について、これで本当に行えるのか、今後検討していただければと思います。

(総務課長)

ただいまのことについては、今後検討していきたいと思えます。

(小柳委員)

質問というよりは意見に近くなってしましますが、今回の移管の目的はよろしいと思えます。学校施設といえども公共施設ですので地域の実情、地域の住民の方々の利用にも活用していきたいというのもすばらしいと思えますし、スポーツの振興に位置づけたという趣旨もすばらしいと思えます。

ただ、プールや体育館というのは第一義的には学校のためにあるもので、その基本から外れてはいけないと思えます。利用の方法等、上手くいっている場合はよいのですが、今後そういった目的に使っていいのかとか問題が生じた時に、今まではわれわれ教育委員会が最終的な判断をしていたものを、市長部局が最終的に判断をするとなったときに、先ほど言ったような基本が崩れるようなことがあってはいけないと思えます。

実際の利用を見ると、学校にあるプールは、地域はほとんど利用していないと思えます。あまりプールの開放を地域の方に全面的にしているところはないように思いますが、例えば、一般の市営プールのような感じで市民に開放した時に、学校の管理が大変になったり、なにかトラブルが起きたときに、どこがどのように調整をするのかというのは慎重にご議論いただきたいと思えます。

(森武委員)

この資料には直接かかれてはいませんが、例えば3ページの「4 移管後に必要な連携に関する事項」のところで、「スポーツ基本法に基づき設置されている『横須賀市スポーツ推進審議会』へ現在と同様に学校体育関係者の参画」と

こういう書き方をされているということは、横須賀市のスポーツ推進審議会は、現状の教育委員会が所管されていたものを市長部局に移管するということよろしいでしょうか。

(総務課長)

スポーツ推進審議会についても市長部局に移管することになります。

(荒川委員長)

意見になってしまいますが、3ページの「(2) 影響」のところで、「部活動や競技環境の支援に係る意思疎通がやや取りにくくなる。」と書かれていますので、今後、学校体育、社会体育相互の情報共有体制、4の中には関係する課長等で構成する関係課長会議の定期的な開催と書かれています。よりきめ細かい体制での連携がお願いできたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(教育総務部長)

ただいま様々のご意見・ご指摘いただきました。改めて事務局で検討させていただきます。当然市長部局との協議も必要ですので、継続して行っていきたく思います。次回10月の定例会の中では、さらに移管時期であったり、移管事務であったり、より具体的な事項について報告をさせていただきたいと思っております。今後ただいま資料に記載させていただいた方向性、あるいはスケジュールで事務を進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 報告事項(3)『損害賠償専決処分について』

(教育指導課長)

市が損害賠償を行う事故が発生しましたので報告させていただきます。

報告事項(3)をご覧ください。

平成28年5月28日午前9時ごろ、市立学校の校庭において、側溝の蓋が開いていたため、運動会の参観に来ていた方が、右足を踏み外して、負傷した事故が発生しました。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして、市長の専決処分を行い、下記のとおり示談をし、現在、損害賠償手続きを行っていることを報告させていただきます。

なお、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により市議会定例会に報告することを合わせて報告させていただきます。

事故の発生状況ですが、相手方は、市内女性でございます。相手方の被害状況は、右肋骨骨折、右肋軟骨骨折、右大腿打撲・捻挫・血腫です。

事故後の対応につきましては、相手方への対応として、相手方の治療費等の賠償について示談を締結し、損害賠償 333,790 円の支払い手続きを現在行っています。

再発防止として、校長及び教職員に対して、作業後の点検、校内の安全点検について改めて確認し、多数の方が来校される行事前には特段の注意喚起するよう指導しました。

大変申し訳ございませんでした。

報告については以上です。

(質問なし)

#### 報告事項 (4) 『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校保健課長)

続きまして、報告事項 (4) 「中学校完全給食実施に向けた検討状況について」報告いたします。

まず、「1 中学校完全給食実施等検討特別委員会の設置について」ですが、平成 28 年 9 月 2 日に開催された平成 28 年市議会第 3 回定例会本会議において、12 人の委員で構成する、「中学校完全給食実施等検討特別委員会」が設置されました。

この特別委員会は、中学校完全給食の実施方式や事業手法、給食の開始時期に加え、学校給食費の公会計化などについて、集中的に審議するために設置されたものです。来週 9 月 14 日には、委員会が開催され、教育委員会から現在の検討状況を報告し、審議が行われる予定です。

次に「2 調査業務委託について」です。

「横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託」は、教育委員会 8 月定例会で、スケジュールについて、8 月 31 日が開札予定であるとの報告をしましたが、入札不調となったため、現在再度の入札を準備しています。

今後、入札を行い、事業者が決定しましたら、改めてスケジュールを報告いたします。

次に「3 検討状況について」です。 まず「(1) 検討体制について」です。

2ページをお開きください。

8月の教育委員会定例会において、検討体制についてはご説明しましたが、こちらが、イメージ図となります。

一番左にあります、連絡協議会は、教職員や保護者と教育委員会事務局とで構成する組織となりますが、ここでは、完全給食実施に向け、学校・生徒への影響、課題、取り組み等を検討します。

また、推進本部の中に設置しました専門部会では、連絡協議会での検討状況も踏まえながら、完全給食実施に関係する専門的な事項を検討します。

そして、推進本部においては、専門部会や連絡協議会での検討結果や、教育委員会定例会でいただいた意見、市議会からいただいた意見も踏まえ、総合的に検討し、実施方式などについて決定をしていく形になります。

1ページにお戻りいただき、「(2) 開催等状況」についてです。

まず、「ア 中学校完全給食推進本部」についてですが、8月23日に第1回を開催しました。会議では、事務局からこれまでの経過や今後のスケジュール等を説明するとともに、本部長である市長から、様々な角度から十分に検討して、市として最善の策を決定していく必要があるため、積極的に議論が行われるようにしたいとの話があり、また、教育長は、生徒の心身の健全な発達や食育を推進するために大変重要な施策であるが、実施に向けては給食施設の整備を含め様々な課題があるので、各部局から意見をいただき、実施に向けて着実に取り組んでいきたいと述べました。

なお、詳細については説明を省略させていただきますが、参考として別冊1に会議録を添付していますので後ほどお目通し願います。

次に、「イ 中学校完全給食推進本部専門部会」についてですが、8月定例会でもご報告いたしましたとおり、この組織は、中学校完全給食推進本部内に設置し、学校教育部長を部会長とし、中学校完全給食の実施にあたり、関係する15課の課長が、実施に必要となる専門的な事項について検討する組織となります。

この専門部会につきましては、3ページをお開きいただき、「中学校完全給食推進本部専門部会 各課関連事項」をご覧ください。

8月24日に第1回の会議を開催しましたが、会議では、各課から、関連すると思われる事項を示すとともに、事務局から検討内容等について説明をし、各実施方式の内容や課題について質疑を行いました。

今後、第2回に向けては、事務局から各課に関連事項を照会し、中学校完全給食の実施に伴う具体的な課題等を整理する予定としています。詳細については説明を省略させていただきますが、参考として別冊2に会議録を添付していますので、こちらも後ほどお目通し願います。

1 ページにお戻りいただき、「ウ （仮称）中学校完全給食推進連絡協議会」についてです。この組織は、教職員や保護者と教育委員会事務局とで構成する協議会となります。新たに完全給食を実施する中学校の教職員の他、現在完全給食を実施している小学校の教職員、それから保護者の代表にご参画いただくことを想定しておりまして、現在、各関係者と調整を進めています。

なお、これらの検討組織の会議資料と会議録は、教育委員会のホームページでも公開しています。

以上で、報告事項（４）「中学校完全給食に向けた検討状況について」の報告を終わらせていただきます。

（森武委員）

1 点お伺いしたいのですが、今ご報告いただいた資料の 2 ページのところ、概略図、イメージ図ということで書いていただけてますけれども、推進本部のところ、少しお伺いしたいのですけれども、推進本部、市長、副市長、教育長をはじめメンバーがおられて、専門部会や連絡協議会の検討結果、市議会や教育委員会定例会の意見を踏まえ総合的に検討まではいいと思うのですが、そのあとの実施方式等の決定というふうに書かれていますけれども、この決定というのは推進本部としての案を決定するのか、それはこの方針で決めるという最終決定をするのかということところが、少し気になったんですけれども、この決定というのはどういう意味で書かれているのでしょうか。

（学校保健課長）

この実施方式の決定という表現につきましては、横須賀市としてこの方式でやっっていこうということで、最終的な決定をするというイメージでございます。

（森武委員）

そうしますと、教育委員会との関係でお伺いしたいのですけれども、学校給食というのはもちろん学校の予算がかかるということなので、予算編成権を持っている市長部局との綿密な調整等が必要ということは、よく理解しているつもりなのですけれども、そのなかで給食自体をやることは教育委員会の責任になるので、その時にこの推進本部が決定ということをしていいのか、あるいは案を決定するというのか最終決定なのか、少し教育委員会との職務権限との関係で少し気になったので、それは今のご説明で間違いはないのでしょうか。

（学校保健課長）

実際に給食をやることに関しましては、実際に始まって管理運営していく、

そこに関しましては教育委員会の権限ということになるというふうに考えております。市として市全体として教育委員会を含めてですけれども、こういった大きな事業を立ち上げていくときの最終的な意思決定は、もちろん教育委員会での教育委員皆様の判断を踏まえたいうえで、決定ということになりますけれども、市としての最終決定は推進本部でしていきたいというふうに考えております。

(小柳委員)

教育委員会の決定を前提として推進本部で決定するという理解でよろしいですか。

(学校保健課長)

はい。そのように考えております。

(三浦委員)

1 ページ目の2 に調査業務委託の入札不調とあるんですけれども、もう少し差支えのない範囲で具体的にお願いできますでしょうか。

(学校保健課長)

今回の入札不調に関しましては、事業者から事前に下見積りを取りまして、それに基づいて入札という事務に入ってまいりました。下見積りを出していたのですが今回入札に参加できなかった事業者の方には参考にどういった状況であったのか聞き取りをしております。その中では、コンサル会社ですけれども建築関係のアドバイザーと一緒に組んで現地調査を行うのですけれども、時期も含めてなんですけれども、そういった事業者の確保が難しかったということで、入札に参加できなかったという話でした。あと他のコンサルタント会社につきましては、やはり価格面、予定価格というものを出しているのですけれども、価格面でやはりこの価格では、厳しいということで入札できなかったというようなお話を伺っております。この辺を参考にしまして、改めて契約課と調整をしているところがございますけれども、再入札をどうやっていくのかというところを最終調整しております。

(小柳委員)

先ほどの自分の発言で、教育委員会の決定を前提として推進本部で決定ということに疑問が出てきたので、むしろ臨時の総合教育会議をしてというのは難しいのでしょうか。総合教育会議の場で決定というのは。

(学校保健課長)

総合教育会議での決定、推進本部での決定、それにつきましては、改めて調整させていただきませんが、今の時点では、他の大きな市の施策等の状況を踏まえまして、教育委員会で教育委員の皆さんにご議論いただいたうえで推進本部の方にその旨をお伝えする中で、推進本部として決定するという形で考えているんですけれども、総合教育会議の場での決定というところでご意見をいただきましたので、改めて検討したいと思っております。

(荒川委員長)

連絡協議会の教職員と保護者なんですけれども、だいたいどのくらいの人数をお考えなのでしょうか。

(学校保健課長)

学校現場は、教職員の方ですけれども、一番大きな影響のある中学校の校長先生ですとか教育課程の観点がございますので教頭先生、それから食育の視点もございますのでそういった関係の先生方などを想定して調整しているところでございます。それから中学校だけではなく、現在給食を行っている小学校も給食の運営というものを状況を分かっておりますので、小学校の校長先生だったり、栄養の関係の職員だったり、養護教諭であったりを調整しているところでございます。

それから保護者につきましては、市のPTA協議会と調整をしておりますが、現在の中学校の状況を知っている中学校の保護者、それからこれから中学生にあがっていく小学校の保護者そういった方をご推薦いただけるようなことで調整をしているところでございます。

(荒川委員長)

それでは詳しい人数みたいなものは、まだ確定はしていないということですか。

(学校保健課長)

人数につきましても、どのくらいの人数が団体から参画していただいた方がいいですかといったことも含めてお願いしてございますので、まだ人数の確定はしてございません。

(荒川委員長)

わかりました。ありがとうございました。

## 報告事項（５）『全国・関東大会結果報告について』

（スポーツ課長）

スポーツ課から、全国・関東体育大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料１ページから５ページにかけて、中学校及び市立横須賀総合高等学校の結果についてお示ししてございます。

資料の１ページに、全国中学校体育大会の結果を記載してございます。

水泳において、田浦中学校２年生の柳川大樹選手、池上中学校２年生の鯉渕こころ選手が好成績で上位入賞を果たしています。

２ページから４ページにかけましては、関東中学校体育大会の結果でございます。

今年度は団体競技での出場が多く、女子バレーボールでは県からの出場枠が４校のうち、横須賀から２校出場し、また坂本中学校男子バスケットボールはあと一勝で全国大会出場の惜しい結果となりました。

その他にも資料にございますとおり、多くの選手、チームが好成績を収めました。

次に５ページをお開きください。横須賀総合高等学校の全国大会出場結果についてお示ししました。

全日制では、陸上競技で全国高等学校総合体育大会に１名が参加いたしました。

また、定時制においては、陸上競技、ソフトテニス、柔道で全国高等学校定時制通信制体育大会に出場しております。

陸上競技において、３年次生の福島悠選手が男子 100m で入賞いたしました。また、柔道では、３年次生のデルザトデェストン泰我選手が、神奈川県代表として団体戦に出場をし、準優勝に貢献しました。

また、６ページにございますとおり、例年横須賀モアーズシティにご協力いただき、中学生の全国大会・関東大会に出場する選手の写真パネル展示を実施しております。

今年度より、８階の広い展示スペースに設置をしていただき、選手の写真が大きくなり、大会結果の掲示もしていただいております。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

（質問なし）

## 報告事項（6）『平成27年度横須賀美術館運営評価報告書について』

（美術館運営課長）

それでは、「平成27年度 横須賀美術館運営評価報告書について」、説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料報告事項（6）をご覧ください。

1 運営評価を行う目的ですが、美術館の運営の状況の評価を行い、改善を図ることを目的とし、PDCAサイクルによる評価としております。

2 の、経緯は記載のとおりです。

3 横須賀美術館の運営評価システムの概要」は記載の5点となります。

（4）に記載しておりますが、美術館という施設の性格上、数的指標である達成目標と質的指標である実施目標を設けていることが、この評価システムの特徴と言えます。

4 平成27年度の評価結果についてですが、別添の評価報告書から主な内容として、2点ほど説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、評価報告書の7頁をご覧ください。

使命Ⅰ 美術を通じた交流を促進する。目標①「広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となる」です。

まず、達成目標の年間観覧者数10万人に対し、結果は、中段の「一次評価の理由」に記載のとおり、11万4千861人であり、一次評価は、S「すぐれた成果を挙げている」としました。

8頁をご覧ください。

展覧会毎の実績及び達成率を8頁上段の表に記載しております。

実施目標である「様々な広報媒体の特性を生かして、効果的な広報活動を実施し、交流を促進する」など5点については、一次評価をA評価としました。

その理由として、無料での情報掲載数、ツイッターのフォロワー数、商業撮影の件数等が目標を上回ったことから、Aの評価ができるものと判断しました。

8頁下段から12頁上段までに、実施した内容を記載しております。

これに対する二次評価ですが、恐れ入りますが、12頁をお開きください。

12頁中段の「評価委員会による二次評価及びコメント」です。

達成目標はS、実施目標はA、との二次評価をいただきました。評価委員会からは、「27年度の観覧者数は今までで一番良い。実施目標の成果が表れている。」とのコメントをいただきました。なお、二次評価の表の下に、各評価委員が個別に評価した際のコメントと、会議の際の発言を記載しております。

恐れ入りますが、24頁をお開きください。

目標④「学校と連携し、子どもたちの美術館教育を推進する」です。

この目標は、2つ目の使命「美術に対する理解と親しみを深める」に基づくものです。一次評価ですが、達成目標、実施目標ともにAとしました。

達成目標、「中学生以下の年間観覧者数 2万2千人」に対し、27年度は2万4千173人となり、目標を達成しました。中段の表には24年度以降の中学生以下の観覧者数を掲載しておりますが、平成26年度に次ぐ観覧者数となりました。

25頁をご覧ください。

実施目標は、「学校における造形教育の発表の場として、児童生徒造形作品展を実施する。」など、記載の5点としております。

一次評価の理由ですが、25頁の下段から、26頁の中段に記載のとおり、市内全46小学校の6年生を対象とした「小学生美術鑑賞会」、企画展ごとの親子向けギャラリーツアーや、市立の全保育園10園に対して、事前授業と来館による鑑賞プログラムの実施などの取組みを行ってきました。また、平成25年度に横須賀市造形教育研究会に所属する教員と協力して、「横須賀美術館アートカード」を制作しましたが、昨年度は、ウェブサイト版アートカードの活用をテーマとした教員向け研修会を開催したほか、ウェブサイトの改良を行いました。

恐れ入りますが27頁をお開きください。

二次評価ですが、達成目標はA評価、実施目標はS評価をいただきました。

評価委員会からは、達成目標では「児童生徒造形作品展を美術館で開催していただくことにより、子どもたちも数多く訪れ、美術館を身近に感じることができている。」実施目標では「美術館と学校との連携が良い意味で相互作用している。」というコメントをいただきました。

個別目標についての説明は以上とさせていただきますが、今回、達成目標と実施目標を合わせた二次評価の結果として、Sが3つ、Aが11つ、Bが1つ、Cが1つとなりました。

なお、一次評価に比べ二次評価があがった目標は3つ、下がった目標はありませんでした。

平成26年度の評価より全体的に高くなっており、評価システムが有効に機能している結果であるととらえております。引き続きこの評価システムを活用して、今後も、よりよい活動を目指して取り組んでまいります。

評価報告書の説明は以上とさせていただきます。

この運営評価は、年度当初、事業計画書を作成、評価委員会に提示し、これに基づき美術館職員は1年間事業に取り組み、その評価は翌年度に行うものです。

もう1つ添付しています事業計画書の説明は割愛させていただきますが、さきほどの評価報告書と同様、3つの使命、8つの目標に基づいた編成としてお

りますので、のちほどご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(小柳委員)

素晴らしい結果だと思います。毎年少しずつでも上がっていくということは、素晴らしいと思います。

1つ質問なんですけれども、小学校や中学校の連携ということで、学校単位で応募するような企画や見学会というのはあるのでしょうか。

(美術館運営課長)

小学校ですけれども資料にあります小学生の美術鑑賞会というもので、市立の全小学校の6年生だけですが学校単位で一年間に一度訪れて、美術館側としては、学芸員やボランティアが対応して鑑賞会をしています。学校側から、こういう質問もあるようですけれどもなかなか難しい状況です。

(小柳委員)

なるべく低学年にも配慮を、6年生だけというのは少し残念だなと思います。ご検討いただければと思います。

(美術館運営課長)

6年生が鑑賞していくうえでも、低学年、中学年もその年齢学年に応じた鑑賞の仕方というのがあるかと思いますので、今後検討を学校と連携しながらやっていきたいと思います。

(荒川委員長)

結果全体についてはとてもいい評価が出てよかったと思いました。

26ページの次年度への課題の中の3つ目、例年約10校の小学生美術鑑賞会の日程が、「児童生徒造形作品展」の会期に当たっています。同じ小学校が毎年、この会期を希望してくる傾向があります。と書いてあるので、これは否定的な捉えとして書かれているのかなと私は感じたのですけれども、そこで考えたのは、規模が小さい学校なんかですと友達の作品をあまり多く見る機会がない場合もありますよね。そこで広く同じ年代の子ども達が作った作品を見るというところで、こういう機会を利用しているのではないかというふうに考えたものですから、あながち否定的に見る必要もないのかなと思ったものですから、意見として言わせていただきました。

(美術館運営課長)

そういう希望の仕方をしているというのは事実でして、美術館側としましては幅広く企画展をしておりますので、その中から選んでいただけるほうがいいかなとは思っております。児童生徒造形作品展に来ていただくこともこれもまた必要かと思っておりますので、本来欲張ってはいけませんが、両方ご覧いただければよろしいかなとそういう気持ちもございました。委員長のおっしゃっていることはその通りだと思います。

(荒川委員長)

どうぞよろしく願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第2は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成28年9月9日(金) 午前10時43分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子